36096	福田　忠雄	23. 1.30	死亡
43588	萩原　林平	23. 2. 3	〃
48052	大保　暢利	22.12.31	業務廃止
49601	和知　泰男	23. 1.21	〃
61627	赤木　路弘	23. 1.31	〃
61946	栗原　則夫	23. 1. 6	死亡
68523	湯村　和正	22.12.25	業務廃止
70084	五十嵐要二	23. 1.13	〃
72846	島田　敏男	23. 1.23	死亡
79494	大戸　昭夫	23. 2.21	業務廃止
84828	石田　喜子	22.12.26	死亡
100211	長瀬まなみ	23. 2. 2	業務廃止
100759	尾藤　光則	23. 1.23	死亡
101602	立石　康人	22.12.31	業務廃止
102308	若尾　勝	23. 1.25	〃
104870	時田　隆	22.12.18	死亡
105499	野崎　耕一	22.12.31	業務廃止
106446	今井　淳	22.12.24	死亡
114989	佐藤　義照	23. 2.20	業務廃止

裁決の公告

東京弁護士会が平成22年５月11日に告知した同会所属弁護士　小室　貴司　会員（登録番号9185）に対する懲戒処分（業務停止４月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成23年２月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を２月間停止する旨裁決し、この裁決は平成23年２月21日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成23年２月21日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成22年６月18日に告知した同会所属弁護士　飯野　信昭　会員（登録番号14673）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成23年２月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成23年２月21日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成23年２月21日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　青木　秀茂
　登録番号　19010
　事 務 所　東京都港区西新橋１－２－９日比谷セントラルビル14階日比谷セントラル法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年２月16日

平成23年２月23日　　日本弁護士連合会

公示送達

椿　　康雄氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第12条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成23年３月11日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会懲戒委員会平成23年（懲（異）第２号異議申出事案の審査開始通知書

平成23年３月11日　　日本弁護士連合会

量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則制定公告

量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則（規則第百四十六号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十三年二月十八日　　日本弁護士連合会

量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則

（平成二十三年二月十八日規則第百四十六号）

（目的）

第一条　この規則は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）において愛知県弁護士会から引き継いで行う量刑データベースの作成、運営等並びに判決書の収集、保管等及び会員その他に対する閲覧、謄写等につき、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　量刑データベース　愛知県弁護士会の量刑データベースの運営等に関する規則（愛知県弁護士会規則第百七十七号）に基づき運営されている量刑データベースであって、本会がその作成、運営等を引き継いで行うものをいう。

二　要旨データ　量刑データベースを構成する判決書の要旨に係る情報であって、電子データとされているものをいう。

三　判決書　裁判員裁判対象刑事事件（控訴審及び上告審を含む。）の判決書正本の写し（電磁的記録によるものを含む。以下この号において同じ。）又は判決書謄本若しくはその写しをいう。

四　自己が担当する刑事事件　当該会員が弁護人となっている刑事被疑事件若しくは刑事被告事件又は当該会員が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二十三の規定により被害者等若しくは被害者の法定代理人から委託を受けた事件であって、裁判所から当該被害者等若しくは当該被害者の法定代理人が手続への参加を許された刑事被告事件をいう。

（要旨データの作成等）

第三条　弁護士会は、当該弁護士会に所属する会員から提供された判決書に基づいて作成したデータ及び匿名処理をした当該判決書を、本会に持参し、又は送付するものとする。この場合において、判決書を送付する場合には、郵送する方法に限るものとする。

2　本会の裁判員本部が収集した判決書に基づく要旨データについては、当該判決書を提供した会員の所属弁護士会と本会が協議して作成する。

3　会長は、要旨データの作成、判決書の匿名処理等の方法について、別に細則で定めることができる。

（量刑データベースの作成、運用等）

第四条　本会は、当面の間、前条第一項の規定に基づき送付を受け、及び同条第二項の規定に基づき作成した要旨データに管理番号を付して、これを愛知県弁護士会又は愛知県弁護士会の指定した業者に送付して量刑データベースの作成に当たらせるものとする。

2　本会は、前項の規定により作成される量刑データベースを管理し、運用し、及びこの規則の規定に基づき弁護士である会員（以下「会員」という。）その他の利用に供するものとする。

（判決書の保管）

第五条　本会は、次に掲げる判決書を、適宜電磁的記録にする処理をして、当該判決書に基づいて作成し、又は作成された要旨データに付した管理番号と同一の管理番号を付して保管するものとする。

一　愛知県弁護士会その他の弁護士会が愛知県弁護士会が運営する量刑データベースの作成のために収集した判決書で、本会がその管理を委託されたもの

二　第三条第一項の規定に基づき、本会が送付を受けた判決書

三　本会の裁判員本部が収集した判決書

（会員による量刑データベースの利用、判決書の閲覧及び謄写等）

第六条　会員は、自己が担当する刑事事件のために、量刑データベースを利用することができる。

2　会員は、会長の許可を得て、自己が担当する刑事事件のために、前条の規定により本会に保管されている判決書を閲覧し、又は謄写することができる。この場合においては、謄写した判決書の写しを、自己が担当する刑事事件の書証として裁判所に提出する等相当と認められる方法で利用することを妨げない。

3　会長は、会員から本会又は弁護士会が主催する研修のために前条の規定により本会に保管されている判決書の閲覧又は謄写を求められた場合は、これを許可することができる。